

基本人数枠

実習実施者の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の 20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
41人～50人	5人
31人～40人	4人
30人以下	3人

(参考) 現行制度の基本人数枠

実習実施機関の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
50人以下	3人

※ 常勤職員数には、技能実習生(1号、2号及び3号)は含まれない。

人数枠 (団体監理型)

人数枠

第1号 (1年間)	第2号 (2年間)	優良基準適合者		
		第1号 (1年間)	第2号 (2年間)	第3号 (2年間)
基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍

人数枠 (企業単独型)

技能実習生の人数枠

企業	第1号 (1年間)	第2号 (2年間)	優良基準適合者		
			第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)
法務大臣及び厚生労働大臣が継続的で安定的な実習を行わせる体制を有すると認める企業	基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍
上記以外の企業	常勤職員総数の20分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の5分の1	常勤職員総数の10分の3

- 団体監理型・企業単独型ともに、下記の人数を超えてはならない。
(1号実習生:常勤職員の総数、2号実習生:常勤職員数の総数の2倍、3号実習生:常勤職員数の総数の3倍)
- 特有の事情のある職種については、事業所管大臣が定める告示で定められた人数とする。
- やむを得ない事情で他の実習実施者から転籍した実習生を受け入れる場合、上記の人数枠と別に受け入れることを可能とする。

- 監理事業を行おうとする者は、外部役員を置いていること又は外部監査の措置を講じていること(法第25条第1項第5号)

外部役員を置く方法

- 外部役員は、実習実施者に対する監査等の業務が適正に実施されているかの確認を、法人内部において担当

(1) 外部役員は、過去3年以内に指定された講習を受講した者でなければならない。(講習については、経過措置有)

(2) 外部役員は、下記に該当する者であってはならない。

- ① 実習監理を行う対象の実習実施者又はその現役若しくは過去5年以内の役職員
- ② 過去5年以内に実習監理を行った実習実施者の現役又は過去5年以内の役職員
- ③ ①②の者の配偶者又は二親等以内の親族
- ④ 申請者(監理団体)の現役又は過去5年以内の役職員
- ⑤ 申請者(監理団体)の構成員(申請者が実習監理する団体監理型技能実習の職種に係る事業を営む構成員に限る。)又はその現役又は過去5年以内の役職員
- ⑥ 傘下以外の実習実施者又はその役職員
- ⑦ 他の監理団体の役職員
- ⑧ 申請者(監理団体)に取次ぎを行う外国の送出機関の現役又は過去5年以内の役職員
- ⑨ 過去に技能実習に関して不正等を行った者など、外部役員による確認の公正が害されるおそれがあると認められる者

※④⑦について、監理事業に係る業務の適正な執行の指導監督に関する専門的な知識と経験を有する役員(専門的な知識の経験に基づき現に監理事業に従事している員外役員)及び指定外部役員に指定されている役員は外部役員として認められる。

(3) 外部役員は、監理団体の各事業所について監査等の業務の遂行状況を3か月に1回以上確認。その結果を記載した書類を作成。

外部監査人を置く方法(外部監査の措置)

- 外部監査人(法人も可)は、実習実施者に対する監査等の業務が適正に実施されているかの監査を、法人外部から実施

(1) 外部監査人は、過去3年以内に指定された講習を受講した者でなければならない。(講習については、経過措置有)

(2) 外部監査人は、上記の①から⑨までに相当する者及び法人であって監理団体の許可の欠格事由に該当する者、個人であって監理団体の許可に係る役員関係の欠格事由に該当する者であってはならない。

(3) 外部監査人は、監理団体の各事業所について監査等の業務の遂行状況を3か月に1回以上確認。その結果を記載した書類を作成。

(4) 外部監査人は、監理団体が行う実習実施者への監査に、監理団体の各事業所につき1年に1回以上同行して確認。その結果を記載した書類を作成。

○ 外国の送出国とは(法第23条第2項)

団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐことができる者として主務省令で定める要件に適合するものをいう。

外国の送出国の要件

- (1) 所在する国の公的機関から技能実習の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐことができるものとして推薦を受けていること
- (2) 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者のみを適切に選定して、日本への送出国を行うこと
- (3) 技能実習生等から徴収する手数料その他の費用について、算出基準を明確に定めて公表するとともに、当該費用について技能実習生等に対して明示し、十分に理解をさせること
- (4) 技能実習を修了して帰国した者が、修得した技能を適切に活用できるよう、就職先のあっせんその他の必要な支援を行うこと
- (5) フォローアップ調査への協力等、法務大臣、厚生労働大臣、外国人技能実習機構からの要請に応じること
- (6) 当該機関又はその役員が、日本又は所在する国の法令に違反して、禁錮以上の刑又はこれに相当する外国の法令による刑に処せられ、刑の執行の終了等から5年を経過しない者でないこと
- (7) 所在する国又は地域の法令に従って事業を行うこと
- (8) 保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、技能実習生の日本への送出国に関連して、技能実習生又はその家族等の金銭又はその他の財産を管理しないこと
- (9) 技能実習に係る契約不履行について、違約金を定める契約や不当に金銭その他の財産の移転をする契約を締結しないこと
- (10) 技能実習生又はその家族等に対して(8)(9)の行為が行われていないことを技能実習生から確認すること
- (11) 過去5年以内に偽造・変造された文書の使用などの行為を行っていないこと
- (12) その他、技能実習の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐために必要な能力を有すること

2国間取決めを作成した国

送出国の政府が、上記(1)～(12)の確認を行い、適切な送出国を認定する。

(参考) 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針

根拠

- 主務大臣は技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針を定めなければならない（技能実習法7条1項）
- 基本方針に掲げる事項（技能実習法7条2項）
 - ・ 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本的事項
 - ・ 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るための施策に関する事項
 - ・ 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に際し配慮すべき事項
 - ・ 技能等の移転を図るべき分野その他技能等の移転の推進に関する事項

基本方針の概要

※印は、衆・参法務委員会における附帯決議での指摘事項

(1) 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本的事項

技能実習制度の見直しの経緯，技能実習法の概要，技能実習の基本理念及び技能実習関係者の責務

(2) 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るための施策に関する事項

技能実習計画（認定制の趣旨，実習期間の途中で技能実習生の意に反して帰国させることの禁止，技能実習を中止して帰国する場合の事前の届出(※)等），実習実施者（実施の届出，技能実習生の報酬からの不当な控除の禁止(※)，労働時間に係る労働法令違反の禁止(※)，技能実習生の待遇について日本人との不当な差別の禁止(※)），監理団体（許可制の趣旨，留意事項），優良な実習実施者及び監理団体（第3号技能実習の創設や受入れ人数枠の拡大の趣旨），技能実習生の保護（通報・申告・相談対応，技能実習生が実習先の変更を求めることについてやむを得ない事情がある場合の実習先の変更支援(※)，第3号技能実習移行時の実習先の選択），国レベルでの取決め（送出し国政府との取決めの作成）

(3) 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に際し配慮すべき事項

国の役割，外国人技能実習機構の役割・業務，事業所管大臣等との連携，地域協議会，対象職種，技能実習評価試験，特定の職種に係る技能実習の適正な実施（介護についての適切な対応策(※)）及び技能実習生の保護を図るための施策

(4) 技能等の移転を図るべき分野その他技能等の移転の推進に関する事項

技能等の移転を図るべき分野，技能等の移転の推進に係る調査，好事例の収集・分析，修得等した技能等の見える化

(5) その他

技能実習生の適正な在留の確保，地域社会との共生の推進，関係機関との連携